

令和4年(2022年)12月26日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市における新型コロナウイルス対策に関する市立学校園の臨時休業の基準等について

大寒の候、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、さまざまご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、大阪府教育庁からの通知をふまえ、市立学校園の臨時休業の基準等を次のとおりとしますので、お知らせします。

なお、本基準等については感染状況等を踏まえ、必要に応じて今後も改定するものとします。

1. 出席停止及び臨時休業の基準について

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱等の風邪症状 あり
園児・児童・生徒本人(教職員を含む)	発症日から7日間経過し、かつ、 症状軽快後24時間経過するまで 出席停止	感染者と最後に 濃厚接触をした日の 翌日から5日間 出席停止	出席停止
当該学校園	学校園での濃厚接触者がいない場合には、 臨時休業せず、学校園の教育活動を 継続する ただし、下記(1)及び(2)の場合は臨時 休業、(3)の場合は学級の臨時休業(学 級閉鎖)とする	臨時休業しない ただし、下記(2)の場合は臨時休業、(3)の場 合は学級の臨時休業(学級閉鎖)とする	
当該学校園 以外の学校園	臨時休業しない		

※1・・・感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算します。

(1) 濃厚接触者の可能性の判断について

園児・児童・生徒及び教職員の陽性者が判明し、次の「濃厚接触の可能性の判断」に該当する者がある場合は、当該園児・児童・生徒の出席停止や濃厚接触者の特定にかかる学級臨時休業等を行う場合があります。

<濃厚接触の可能性の判断(大阪府健康医療部HPより)>

・陽性者の感染可能期間(発症2日前(無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前))
中に手で触れることのできる距離(目安として1m)でマスクなしで15分以上会話をした者

●中学校の場合、感染者が所属する部活動に参加している生徒を出席停止にする場合があります。

(2) 学校園の運営体制が整わない場合の臨時休業

多数の教職員が感染または濃厚接触者となる、あるいは風邪症状のため自宅待機となった場合は、教育活動を行うための体制が整わないことがあります。その際は、学校全体または一部（学年、学級）を臨時休業する場合があります。

(3) 学級内（学年内・学校園全体）で感染が広がっている可能性が高い場合の臨時休業

直近3日間の陽性者及び濃厚接触者が学級において複数（15%以上）確認された場合は、原則3日間の臨時休業を行います。（臨時休業については、学校が学校医と相談の上、教育委員会が判断します。）

- 複数の学級を閉鎖する等、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年を閉鎖します。
- 複数の学年を閉鎖する等、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校園全体を閉鎖します。
- 園児・児童・生徒が登校（登園）後、臨時休業となる場合は、家庭に連絡した上で、速やかに下校（降園）させる場合があります。
- その他、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、設置者が必要であると判断した場合は、必要な範囲を臨時休業します。

2. 市立学校園を臨時休業する場合の公表の方法や範囲等

学校園全体を臨時休業する場合は、市と当該学校園のホームページにおいて、学校園名と感染者の人数、臨時休業の期間について公表します。（学年や学級等は公表しません。）

それ以外（学級または学年の臨時休業）の場合は、保護者には連絡しますが公表しません。

保護者の皆様におかれましては、園児・児童・生徒の感染防止のため、3密の回避や運動時以外のマスクの着用、こまめな手洗い、登校（登園）時の健康観察等の基本的な感染症対策について、ご家庭であらためてご指導いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

特に、マスクの着用状況が「濃厚接触者の可能性の判断」に影響することから、マスクの正しい着用についてご家庭でもご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、園児・児童・生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合、また、PCR検査等を受検することになった場合は、学校まで速やかにご連絡をお願いします。（念のため、PCR検査等を受検するような場合でもお知らせください。）

（参考）正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用

